

[事案 25-30] 契約無効請求

・平成 26 年 3 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人らから、保険料を損金に算入できる保険であるとの説明を受けたがそうではなかったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 12 月、募集人らから「会社の損金に算入できる保険である」との説明を受けて、平成 21 年 1 月に、ドル建終身保険に契約した。しかし実際には、「保険料を役員・従業員である被保険者のみなし給与として経理処理された際」に損金算入できるものであった。法人の代表者である自分は、無条件で損金算入できる商品であることを前提に契約をしたので、本契約を無効として、払い込んだ保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時、当社の営業所長が「損金算入できる商品」との説明は行ったが、説明に際しては、税務と経理処理に関する資料を用いて、「給与処理をすれば損金算入が可能である」と説明しているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人(法人代表者)、営業所長、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張は、本契約が、無条件で保険料を損金算入できるものと錯誤(民法 95 条)して契約の申込みをしたことを理由に、契約の無効を求めているものと判断する。
- (2) 上記の錯誤は、契約の内容についての錯誤ではなく、契約の申込みをするに至った動機の錯誤であり、動機の錯誤について無効を主張するためには、意思表示の際にその動機が明示または黙示に表示され、意思表示の内容となっていることを要すると判断されている。

2. 以下のとおり、申立人は上記 1. 記載の錯誤に陥っていたことが認められる。

- (1) 代表者および募集人らへの事情聴取の結果、代表者は募集人に対し、「保険料が必要経費で落ちて損金算入できる商品」の紹介を依頼し、募集人らは「損金算入ができる商品」として、本契約を提案していることが認められ、申込みの動機が明示的に表示されている。
- (2) 以下の事実から、契約時、代表者は、本契約の保険料が無条件で損金算入できると錯誤していたと認められる。
 - ① 上記(1)記載のとおり、代表者は保険料が損金算入できる商品の紹介を募集人に依頼し、これに対して募集人から本商品の提案があり、営業所長らの説明を受けて契約締結に至っている。
 - ② 代表者の事情聴取の結果から、本契約の保険料は、代表者のみなし給与として経理処理されていなかった。
 - ③ 平成 24 年 8 月ころ、代表者は保険会社に対して、契約時に保険料が損金で落ちると募集

人らから説明を受けたこと、損金算入できないことで会社に多大な損失が発生していること、等の申出をしている。

3. 本件において申立人の重大な過失の有無を判断するにあたっては、営業所長が税務と経理処理に関する資料を用いた説明をした事実の有無が重要であるが、当審査会では、当事者双方の事情聴取の結果によっても事実認定ができず、判断ができない。
4. 本来であれば、事実認定が困難である本事案の解決は他方当事者の反対尋問権が保障された証人尋問手続を備えた裁判によって判断されるべきであるが、以下の事情を考慮し、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当である。
 - (1) 代表取締役である申立人代表者は、保険契約の税務処理についても慎重に判断すべきであるが、生存給付金や解約返戻金があり、貯蓄性のある本契約について、いかなる税務処理をしても損金算入できると判断して契約したことについては、一定の過失が認められる。
 - (2) 代表者が募集人に、無条件で損金算入可能な商品の紹介を依頼し、その依頼を前提として本契約が提案されている経緯を踏まえると、代表者が募集人を信頼し、誤信してしまったことについて理由がないものではないこと。
 - (3) 募集人の事情聴取において、募集人自身も、本契約は無条件で損金算入できると考えていたとの供述もあり、募集人の本契約の税務についての知識が不十分であったことが明らかであること。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。